EDINET提出書類 アセットマネジメントOne株式会社(E10677) 訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出日】 2021年12月3日提出

【発行者名】 アセットマネジメントOne株式会社

【代表者の役職氏名】 取締役社長 菅野 暁

【本店の所在の場所】 東京都千代田区丸の内一丁目8番2号

【事務連絡者氏名】 酒井 隆

【電話番号】 03-6774-5100

【届出の対象とした募集(売出)内国投資 DIAMアジア・オセアニア・リートファンド

信託受益証券に係るファンドの名称】

【届出の対象とした募集(売出)内国投資 1兆円を上限とします。

信託受益証券の金額】

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

EDINET提出書類 アセットマネジメントOne株式会社(E10677) 訂正有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2021年10月20日付をもって提出した有価証券届出書(以下「原届出書」といいます。)について、繰上償還(信託終了)に伴う所要の変更等を行うため、本訂正届出書を提出するものです。

2	【訂正の内容】	
---	---------	--

_____の部分は訂正部分を示します。

第一部【証券情報】

(7)【申込期間】

<訂正前>

継続申込期間:2021年10月21日から2022年4月20日まで(注)

継続申込期間は、上記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(注)繰上償還(信託終了)が決定した場合には、購入の申込期間は2021年12月3日までとなります。繰上償還(信託終了)については(12)その他をご参照ください。

<訂正後>

継続申込期間:2021年10月21日から2021年12月3日まで

(12)【その他】

<訂正前>

(略)

<繰上償還(信託終了)の予定について>

当ファンドは、信託契約を解約し、繰上償還(信託終了)するための手続きを行います。

1.繰上償還(信託終了)を行う理由

当ファンドは2010年8月27日に設定し、主としてアジア・オセアニア地域(日本を含みます。)の金融商品取引所に上場(上場予定を含みます。)しているリートに投資を行い、中長期的な信託財産の成長をめざして運用を行ってまいりました。しかしながら、2021年6月末時点の受益権口数が約3.3億日と信託約款に定める繰上償還(信託終了)の目安となる口数(10億口)を下回っているため、信託約款の規定に基づき繰上償還(信託終了)する予定です。

2.繰上償還(信託終了)の日程

受益者の確定日2021年10月22日書面による議決権の行使期限2021年11月19日まで書面決議の日(繰上償還(信託終了)の可否が決定される日)2021年11月22日繰上償還(信託終了)予定日2022年2月3日

3.書面による決議(書面決議)について

- ・書面による議決権の行使については、2021年10月22日現在の受益者の皆さまを対象としております。2021年10月23日以降に取得された受益権口数(2021年10月21日以降に取得申込みをされた受益権口数)は書面決議の手続きの対象とはなりませんので、ご了承ください。
- ・書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上の賛成をもって可決されます。また、書面決議において否決された場合には、当ファンドの繰上償還(信託終了)は行いません。
- 書面決議の結果は、2021年11月22日(書面決議の日)以降、委託会社のホームページ (http://www.am-one.co.jp/)でご覧いただくか、委託会社または販売会社へお問い合わせいただ ければご確認いただけます。

<訂正後>

(略)

<繰上償還(信託終了)について>

<u>当ファンドにつきましては、2021年10月22日付の書面にて受益者の皆さまへ繰上償還に関するお知らせ</u>を行い、2021年11月19日まで受益者の皆さまからの議決権の行使を受け付けました。

この結果、書面決議において、基準日である2021年10月22日時点での受益者の議決権の3分の2以上の賛成が得られましたので、2022年2月3日に繰上償還(信託終了)を実施させていただきます。

第二部【ファンド情報】

第2【管理及び運営】

- 3【資産管理等の概要】
- (3)【信託期間】

<訂正前>

信託期間は、2010年8月27日(設定日)から<u>原則として2025年7月22日</u>までです。

ただし、下記(5)その他 イ. 償還規定の場合には、信託終了前に信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。また、委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(注)繰上償還(信託終了)が決定した場合には、信託期間は2022年2月3日までとなります。

<訂正後>

信託期間は、2010年8月27日(設定日)から2022年2月3日までです。